

令和5年度

第1回

東京都再犯防止推進協議会

令和5年6月26日（月曜日）

東京都生活文化スポーツ局

午後 3 時 01 分開会

○治安対策担当部長 それでは、定刻より若干遅れましたが、令和 5 年度第 1 回東京都再犯防止推進協議会を開催いたします。私は本日の司会を務めます、東京都生活文化スポーツ局治安対策担当部長の米今でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、東京都再犯防止推進協議会の会長でございます、生活文化スポーツ局生活安全担当局長の竹迫よりごあいさつ申し上げます。よろしくお願いいたします。

○生活安全担当局長 今ご紹介いただきました竹迫でございます。東京都再犯防止推進協議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆さまにおかれましては、ご多忙のところ、本協議会にご出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本年度は、令和元年度に策定をいたしました東京都再犯防止推進計画の計画期間の最終年度に当たります。本日をスタートといたしまして、本協議会において、第二次東京都再犯防止推進計画の策定に向けた本格的な検討を進めてまいりたいと考えております。

委員の皆さま方におかれましては、ご協議にお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。

今回の計画の策定に当たりまして、都が勘案をいたします国の第二次再犯防止推進計画につきましては、今年 3 月に閣議決定をされております。

本計画におきましては、初めて国・都道府県・区市町村の役割が示されました。都道府県の役割として、市区町村に対する必要な支援や域内ネットワークの構築、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる支援が示されております。

この点を踏まえまして、都は、区市町村と共に息の長い支援に取り組むことに加え、再犯防止推進に係る独自の施策を充実・強化させていかなければなりません。

都は、この間、第二次計画案を検討するため、関係機関の皆さまに、現状と課題に即した取組の更新と、第一次計画の実施状況のご報告を依頼させていただいております。ご確認をいただきながら、第二次計画の素案を作成したところでございます。

本日は、まず、この素案について説明をさせていただきます。皆さまから本素案について忌憚（きたん）のないご意見を賜り、そのご意見を反映させることで、実態を踏まえた実効性のある計画を策定していきたいと考えております。

都内における再犯防止施策の推進、そして、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けまして、関係者の皆さま方の真摯なご検討をお願いいたしまして、私のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

○治安対策担当部長 ただ今、会長あいさつにもございましたとおり、本日は第二次東京都再犯防止推進計画の策定に向け、ご議論をいただきます。まず、事務局から、第二次東京都再犯防止計画（素案）につきまして、ご説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○共生社会担当課長 初めに、今日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、議事次第、委員名簿、「第二次東京都再犯防止推進計画（素案）について」、本協議会の設置要綱の計4種類となっております。

事前に、電子ファイルにて各委員のご所属等のご担当者さまにお送りしています。

なお、この他に、委員の皆さまには、「第二次東京都再犯防止推進計画 原稿案」と、第一次計画からの見え消し版とを併せてお送りしております。コラムと参考資料につきましては、調整中でございますので、現時点での案ということになります。

本日は、資料中、「第二次東京都再犯防止推進計画（素案）について」を基に説明させていただきます。資料は画面上に表示いたします。

それでは、資料に沿ってご説明をいたします。

私は、申し遅れましたが、事務局の東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部共生社会担当課長の宮澤と申します。どうぞよろしくお願ひします。

まず、東京都再犯防止推進計画の位置付けと経緯についてご説明いたします。

平成28年12月に施行されました再犯防止推進法に基づき、国が平成29年12月に再犯防止推進計画を策定いたしました。同法により、地方公共団体には、地方再犯防止推進計画を定める努力義務が課されています。

これを受けまして、東京都は令和元年7月に東京都再犯防止推進計画を策定しました。本計画の計画期間は令和元年度から令和5年度までの5年間となっており、本年度は計画期間の最終年度に当たります。都の第二次計画策定に先立ちまして、国は令和5年3月に第二次再犯防止推進計画を策定しました。

以上を踏まえ、都は現行計画に基づく取組の検証を踏まえるとともに、国計画を勘案し、本年度中に第二次計画の内容を定める必要があります。

本計画の目的は、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができる

よう、必要な取組のさらなる充実・深化を図り、もって都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うこととなっております。

次に、令和5年2月の協議会でご説明しましたとおり、計画策定の体制はお示しのとおりです。第二次計画は本協議会及び実務者会議において、関係者からの意見等を踏まえて取りまとめていきたいと考えております。

前回の協議会における説明のとおり、要綱を改正し、協議会の所掌事項に計画の策定及び変更に関することを追加しました。

次に、再犯防止対策の重要性についてご説明いたします。

東京都における刑法犯検挙人員中の再犯者率の推移はお示しのとおりです。都内の刑法犯検挙人員は全体では減少傾向にあり、特に初犯者は大きく減っています。一方、再犯者は減少幅が小さく、都内刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は50%を超えています。令和3年の50.2%という数字は全国の48.6%と比べて高くなっており、再犯防止推進に向けたさらなる取組が求められています。

次に、第一次計画に基づく取組の検証についてご説明いたします。

第一次計画に基づく取組として、大きく2つご説明いたします。

まず、1つ目として、本協議会及び実務者会議の設置が挙げられます。第一次計画策定時には未整備であった、都内における再犯防止推進のための連携体制を構築するため、令和元年11月に東京都再犯防止推進協議会及びその実務者会議を設置しました。以来、令和元年度から現在に至るまで継続して開催し、再犯防止の推進に関する情報交換、施策に係る協議を実施することで、再犯防止に向けた連携を強化してきました。

ご覧のとおり、第一次計画策定後、毎年度途切れなく協議会及び実務者会議を開催し、計画の具体的な取組ごとに協議を重ねるとともに、法務省様や名古屋市様等にもご登壇いただき、再犯防止に係る情報を共有するなど、連携強化の場としてきました。

2つ目の取組として、就労・住居の確保や、高齢者又は障害のある者等への支援等、再犯防止推進に係る各課題に応じた施策の推進を挙げることができます。

具体的な取組として、就労の確保については「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を制定し、刑務所出所者など、就労に困難を抱える方の雇用を促進してきました。

住居の確保については、住宅セーフティネット法が規定する保護観察対象者等を含めた住宅

確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度の普及に取り組んできました。

また、高齢者又は障害のある者等への支援として、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者や、出所者等に係る特別調整への協力等を実施してきました。

さらに、東京都若者総合支援センター「若ナビα」において、非行歴を有する若者やその保護者等を対象とした、電話・メール・LINE・面接来所（対面及びオンライン）による相談対応を実施してきました。

こうした一つ一つの取組を推し進めた結果、一定の成果がありました。

新受刑者中の再入者率は、令和元年から 2.7 ポイント減少し、令和 3 年は 50.7%となりました。この数字は再入所に係る犯行時の居住地が東京都である新受刑者中の再入者率であり、全国の 57%と比べても低く、一定の成果が上がりました。

こうした第一次計画下における取組や、その成果を検証した結果、今後の課題として、お示しの 3 点が確認されました。

まず、就労・住居の確保等、いずれの課題もその解決には東京都・国・区市町村・民間協力者等の一層の連携強化が不可欠であるという点です。再犯防止の推進に係るいずれの取組も一主体のみで完結するものではなく、各主体間の連携のさらなる強化が必要です。

次に、情報が様々な場所に点在しているため、犯罪をした人などの支援者が再犯防止に関する情報を容易に入手できない点です。保護司や民間団体などの支援者が、犯罪をした人の社会復帰や再出発を支援するためには、再犯防止に係る行政の情報や支援機関等の情報を活用する必要があります。支援者の支援活動を一層促進していくためには、必要な情報に対するアクセシビリティを高めていくことが必要です。

最後に、地域における再犯防止を担う区市町村には、体制やノウハウの不足等により取組が進んでいない自治体もいまだ多い点が挙げられます。地域の立ち直り支援の取組を進めるためには、住民に最も身近な区市町村の支援する力を向上させる必要がありますが、再犯防止推進計画を策定済みの区市町村は 23 自治体にとどまっているなど、取組状況には地域差が認められます。

そこで、これらの課題を踏まえて、第二次計画の策定に向けた基本的な方向性を、お示しのとおり 3 点設定いたします。

1 点目は、東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体のさらなる連携強化です。

2 点目は、再犯防止に資する幅広い情報を多様な方法で支援者に提供し、地域の立ち直り支

援の取組を促進することです。

3点目は、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、住民に最も身近な区市町村と共に、息の長い支援を実現することです。

以上を基本的な方向性として、第二次計画の策定を進めていきたいと考えています。

本計画の計画期間は来年度令和6年度から令和10年度までの5年間となっています。

次に、国の第二次計画において明示された都道府県・国・区市町村の役割についてご説明いたします。

これまで再犯防止分野において、都道府県・国・区市町村が担うべき具体的な役割が明確ではありませんでしたが、国の第二次計画において初めて各々の役割が明示されました。都道府県の役割としては、広域自治体として市区町村に対する必要な支援や、域内のネットワークの構築に努めること、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる支援などが示されました。本役割を踏まえ、第二次計画の策定を進めていきたいと考えています。

国及び市区町村の役割はお示しのとおりです。

国の役割として、刑事司法手続の枠組みにおける犯罪をした者等に対する必要な指導・支援、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築の推進、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援が挙げられます。

また、市区町村の役割として、地域住民に最も身近な基礎自治体として適切にサービスを提供すること、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりが明示されています。各主体が明示された役割を果たすとともに、相互の連携を一層強化して、支援に取り組んでいくことが重要です。

次に、第二次計画の6つの具体的な取組についてご説明いたします。

赤字部分が第一次計画からの変更箇所です。前述のとおり、第一次計画策定時には未整備であった、都内における再犯防止推進のための連携体制として、令和元年11月に東京都再犯防止推進協議会及びその実務者会議を設置しました。第一次計画の計画期間に本協議会及び実務者会議で途切れなく協議を続ける中で、再犯防止推進に係る課題や各主体間の相互連携の在り方等が明らかになりつつあります。

こうした経緯、現状を踏まえ、連携体制整備の段階から、第二次計画の計画期間においては、整備された体制を一層強化していきたいと考え、「連携体制の整備」を「連携体制の強化」に更新しました。

次に、第二次東京都再犯防止推進と、国の第二次再犯防止推進計画の取組の比較はお示しのとおりです。ご覧のとおり、項番号1から5まではおおむね一致しており、6についても同趣旨の内容を整理しています。国の7番、再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組については、人的体制の整備や施設の環境整備、広報・啓発活動の推進等をその内容としておりまして、広報・啓発活動の推進は、都の第二次計画の5番に盛り込んでおります。その他の内容については対応する記載はありませんので、都の第二次計画の取組は6番までとなっております。

次に、第二次計画の主な取組についてご説明します。第二次計画の具体的な取組は前述のとおり、大きく6つの重点課題に対応しています。就労・住居の確保等、保健医療・福祉サービスの利用の促進等、非行の防止・学校と連携した修学支援等、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等、民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等、再犯防止のための連携体制の強化等となっております。

赤字部分が第一次計画時から更新した取組、新規の取組、第一次計画時に既存であったが重要な取組となっております。重点課題ごとに詳細をご説明します。

まず、就労の確保に係る主な取組についてご説明します。こちらについては、ソーシャルファームの創設の促進を挙げています。ソーシャルファームとは、自律的な経済活動を行いながら、刑務所出所者など、就労に困難を抱える方が必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業を指します。ソーシャルファームの創設を促進することで、刑務所出所者など、就労に困難を抱える方の雇用の場を拡大するとともに、この雇用が継続されるよう、相談・助言・補助等の支援を実施いたします。

次に、住居の確保として、公共住宅等や「東京ささエール住宅」等の民間賃貸住宅を活用した、保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に取り組みます。「東京ささエール住宅」とは、都内のセーフティネット住宅の愛称です。セーフティネット住宅とは、住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない民間賃貸住宅を指します。

次に、保健医療・福祉サービスの利用の促進に係る主な取組についてご説明します。まず、高齢者又は障害のある者等への支援として、東京都地域生活定着支援センターにおいて、高齢者又は障害のために福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対し、入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施します。これにより、その方の社会復帰及び地域での生活への定着を支援します。また、薬物依存を有する者への支援として、区市町村等の一次相談窓口と、都立（総合）精神保健福祉センター等の専門相談機関や警視庁、薬物治療医療機関

等の関係機関の連携により、薬物依存からの回復を支援いたします。

次に、非行の防止・学校と連携した就学支援等に係る主な取組についてご説明します。都内では平成28年以降、少年による万引きは小学生の割合が最も高く、令和3年は41%を占めています。少年の非行を防止するためには、初犯をさせない取組が重要です。非行の入り口と言われる子供の万引きを防ぐため、都内の小学校で、子供の万引き防止をテーマとした音楽劇や講話、鑑賞後の授業等を実施することで、万引きをしない・させない・見逃さないという機運づくりを進め、子供の規範意識を育みます。

続いて、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等に係る主な取組についてご説明します。犯罪をした者やその家族等を対象とした相談窓口、「犯罪お悩みなんでも相談」を設置して、社会福祉士や精神保健福祉士が電話等による相談に対応し、本人の状況や生活環境等についてアセスメントを行うことで、的確かつ必要な支援につなげ、再犯を防止いたします。

次に、民間協力者の活動の促進、支援者支援の主な取組についてご説明します。まず、犯罪や非行からの立ち直り支援に携わっている支援者の方や、犯罪をした人とその家族等を対象に、悩みや困難に応じた相談窓口等を検索したり、再犯防止に関する基礎知識、国・自治体・関係団体などの情報を調べることができる再犯防止に関するポータルサイト「リスタ!NET」を運営します。また、外部講師等が再犯防止の基礎知識や支援事例等を講演する研修会をオンラインで開催し、場所の制約を受けずに多くの希望者へ研修を実施します。

さらに、事例に基づく支援機関等の紹介等、再犯防止に資する社会資源等の情報を掲載したガイドブックを作成、配布いたします。

加えて、更生保護事業に対する支援として、更生保護施設の機能を維持するため、国と連携して、老朽化した更生保護施設の改築の施設整備補助を実施します。

これらの取組により、支援者支援の視点に立って、立ち直り支援に携わる支援者の皆さまの活動を強力に推進いたします。

また、広報・啓発活動の推進に係る主な取組についてご説明いたします。第二次計画の各取組を推進する前提として、再犯防止の必要性等に係る理解促進、再犯防止推進に係る社会全体の機運醸成が必要です。ここで、訴求性の高いコンテンツを新たに制作・活用するなど、再犯防止に関する広報・啓発を充実・強化します。

次に、再犯防止のための連携体制の強化等に係る主な取組についてご説明します。まず、第一次計画期間中に設置した本協議会及び実務者会議において、取組やその課題に係る協議・情

報交換等を継続して実施します。これにより、再犯防止に向けた都内の支援連携体制を充実・強化し、地域による包摂を進め、各取組のさらなる充実を図っていきます。そして、広域自治体として、区市町村における再犯防止の取組の後押しに取り組みます。

具体的には、再犯防止等の推進に向けた区市町村担当者連絡会を継続して開催し、都・区市町村相互の情報交換、取組事例の共有等を推進し、連携を図っていきます。

さらに、再犯防止に関する区市町村サポート事業を実施し、区市町村の職員を対象とした研修会や、住民からの相談を適切な解決につなげるフォローアップ、メールマガジンの配信等を行います。

こうした都・区市町村相互間の連携強化や、再犯防止に必要な専門知識、ノウハウの提供により、都と区市町村とが共に再犯防止に取り組むための環境をつくり、区市町村における再犯防止対策を後押ししていきます。

以上で、第二次計画の主な取組についての説明を終わります。ご説明差し上げた取組を含め、皆さまに進めていただく全ての取組により、第二次計画が構成されています。本計画案に記載されたいずれの取組が欠けても、再犯防止の推進はかないません。第一次計画期間内に機能し始めた各取組を充実・深化させるとともに、各課題に対応した新たな取組を推し進めることで、都内の再犯防止の推進を加速させていきたいと考えています。

最後に、今後の予定を説明いたします。本年8月から9月にかけて、第一回実務者会議を開催し、有識者からのご意見を聴取するとともに、これに基づく計画案の検討・協議を行いたいと思います。

その検討・協議を経て、10月に、同実務者会議で計画案の承認をいただきたいと考えています。

続いて、11月に、第二回協議会を開催し、計画案の承認をいただく予定です。本承認が実質上、協議会における計画案の承認となります。

その後、12月にパブリックコメントの実施及び都議会への説明を予定しております。

その結果を踏まえ、令和6年1月に第三回協議会において、計画案の確定版について皆さまにご承認をいただければと考えております。この第三回協議会については、書面開催を予定しています。

以上で、「第二次東京都再犯防止推進計画（素案）について」の説明を終わります。皆さまと共に本案について協議し、第二次計画を作り上げていきたいと考えていますので、どうぞよろ

しくお願いいたします。

○治安対策担当部長 ありがとうございます。

それでは、ただ今、事務局のほうからご説明させていただきました内容につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言願いたいと存じます。ご発言の際には挙手機能にてお知らせ願います。よろしく申し上げます。

それでは、山田委員、お願いいたします。

○山田委員 東京の更生保護施設連盟の会長を務めております山田と申します。

東京の更生保護施設は都内に 18 カ所ございまして、その収容定員は約 440 というふうになっております。刑務所や少年院、出所者、出院者で、家に帰れない人たちの身元引受人のような存在として引き受けを行い、立ち直りを支援しているところでございます。

先ほどの説明の中で、東京都の第一次の取組の中でご発表がありましたけれども、東京都におかれましては、老朽化した更生保護施設の建替えの促進のために、更生保護施設整備事業補助金交付要綱を制定されました。このことは誠にありがたく、厚くお礼を申し上げます。建築単価、建築資材の高騰等によりまして、改築がなかなか思うようにいかないところが多々ありまして、それに対する東京都の補助金交付要綱の制定は画期的なこととございまして、厚くお礼を申し上げます。

ところで、先ほどの説明にもありましたとおり、3月17日に閣議決定により、国の第二次再犯防止計画が策定されました。それを読みますと、第6の地域における包摂を推進するための取組について、誰一人取り残すことのない社会の実現に向けた施策を盛り込んでおると、再犯防止のために、更生保護施設を退会した者を地域社会において孤立・孤独化させないということは極めて重要であります。

思い起こせば、少し前のこととなりますけれども、平成27年12月に時の内閣総理大臣が都内の更生保護施設を視察されました。その時に、保護観察期間や仮釈放機関、あるいは更生緊急保護の期間が終わった者に対しても地域社会の中で息の長い支援を行うことによって、再犯が防止できるのではないかというような、そういう提案をなされまして、以来、都内の更生保護施設においては少しずつではありますけれども、地域社会の中で孤立化させないように、更生保護施設の職員がアパートを訪問したり、あるいは電話をかけて様子を伺ったりして、フォローアップ事業、訪問支援事業に取り組んでいるところであります。

こうした取組をさらに推進するためには、更生保護施設に対する財政的支援の強化を目途と

しまして、例えば 12 の「第二次推進計画の主な取組」の、5 の民間協力者の活動の促進等の中に、老朽化した更生保護施設改築の施設整備補助に加えて、息の長い支援を可能とする財政的支援の強化を付け加えることにつきましてご検討いただきたいと思ひまして、提案をするものでございます。

以上でございます。

○共生社会担当課長 ありがとうございます。

更生保護施設をはじめとする団体につきましては、東京都更生保護協会を通じまして東京都から運営費の補助をしているところでございまして、それについては現行の計画にも書き込んでいるところです。詳細につきましては、福祉保健局さん、お願いします。

○和田委員代理 はい。更生保護施設の運営に関することにつきましては、基本的に国委託費で考えておりまして、国の基準で出ないところに関しては都でカバーしているという形でさせていただいております。基本的には国のほうで対応すべきものなのではないかというふうに考えておりますが、本日いただきましたご意見につきましては、生活福祉部の担当にもお伝えはさせていただきたいと思ひますので、この場ではご意見を頂戴したということによろしいでしょうか。

○山田委員 はい。ご意見を申し述べたということで受け止めていただければということでございます。よろしくご検討のほどお願いいたします。

○和田委員代理 承知いたしました。ありがとうございます。

○治安対策担当部長 ありがとうございます。

その他にご意見等ございますでしょうか。

はい。それでは、他にご意見等ないようでございますので、ご覧いただいた素案を基に本日いただいたご意見を踏まえまして、第二次東京都再犯防止推進計画の案の作成を進めてまいりたいと思ひます。貴重なご意見を賜り、どうもありがとうございました。

それでは、計画策定に向けましたスケジュールは、先ほど事務局からご説明いたしましたとおりでございます。

次回の協議会につきましては、実務者会議における検討を経て、11月の開催を予定しております。委員の皆さまにはご多忙のところ恐縮ではございますが、引き続きご協力賜りますようよろしく申し上げます。

本日予定しておりました議題は以上でございます。

本日の議事につきましては、後日、皆さまに議事録をお送りしまして、内容をご確認いただいた後、公表させていただきたいと思っております。

それでは、閉会に当たりまして、全体を通じてご質問等はございますでしょうか。伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 先ほど意見を言おうと思って、遅くなってしまいました。

先ほどからのご説明を伺っていて、東京都が第一次計画において、いい取組をなさり、それをきちんと検証されて、第二次計画に向かっているなというのがよく分かりました。特に私が印象に残ったのは支援者支援というところです。ポータルサイトを作って、あとは支援者の人のためのオンライン研修会も実施するというのは、とてもいいことだと思います。ですので、ぜひ続けていって、より中身を充実したものにしていただきたいなと思いました。

それから、もう1点は、今回の第二次計画に向けては区市町村の力をアップさせていく、都として支援も適切にしていくことが入っていたと思うんですけど、その中で具体的にはきちんと情報交換をしたり、事例を共有したり、それから、そういった市区町村の取組のフォローアップをしていくということで、いい点が挙がっていたと思います。

この点に関しては、ぜひ現場のまさに身近な自治体の担当者の方の声を、苦労とか課題とかをくみ取っていただいて、どんな改善ができるか、どんなふうに基礎自治体の力を再犯防止に向けてアップできるかということをきちんと検証していただきたい。そのためには、例えば報告書を作るとか、何かしらの記録に残るようなもの、事例検討でもいいのですが、そういう事例検討会の記録を残すとかをしていただけたらなと思って伺っておりました。

雑ばくな感想ですけども、第二次計画について東京都が全体的にいい方向に進んでいらっしゃるなという印象を持ちましたので、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○治安対策担当部長 伊藤委員、どうもありがとうございました。

事務局のほう、何かコメントがあれば。

○共生社会担当課長 はい。貴重なご意見、大変ありがとうございました。

区市町村とは密な連携を今後も進めまして、様々な課題を共有し、課題の解決に向けて取り組んでいきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○治安対策担当部長 他に何かございますでしょうか。生駒委員、よろしく申し上げます。

○生駒委員 保護観察所の所長の生駒でございます。ありがとうございました。

今日の計画案をいただく前にいろいろとご要望させていただいたところなんですが、今日の計画案を拝見しますと、記載内容が厚くなっている部分で反映していただいているのかなというふうに思っております。

特に意見を出させていただいたところが、まず、保護司の方をはじめとする更生保護ボランティアの方々の適任者確保ですとか、活動環境の整備です。これは国だけでできるものではないので、この辺りもご協力というか、お取組をお願いしたいということが1点。

それとまた、例えばダルクなどの自助的な組織ですとか、弁護士、社会福祉士など、今、再犯防止推進に向けて多様な担い手の方々が参加しようとしていただいています。そういった方々の活動を支援して、さらに連携を強化していくというような取組というか、計画もお願いしたいという意見を出させていただきましたが、その辺りは今回、入れていただいているということではよろしかったでしょうか。

○治安対策担当部長 生駒委員、どうもありがとうございます。

事務局から。

○共生社会担当課長 貴重なご意見、大変ありがとうございます。

東京都は国やNPO、民間団体とも連携しながら取組を進めていくという姿勢に変わりはないので、そのことにつきましても今度の計画で意識して作っていくというふうに捉えています。

先ほどおっしゃったような薬物関係につきましては、特にその視点が重要というふうに思いますので、そのことにつきましては、担当の部局と内容を詰めてまいりたいと思います。

以上です。

○生駒委員 どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

○治安対策担当部長 その他に何かご質問等、全体を通じてございますでしょうか。

それでは何かまたございましたら、後日、いつでも結構でございますので、事務局のほうに電話、メール等でご連絡いただければご対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

今回、第二次再犯防止推進計画を作っていくに当たりまして、皆さまにご協力いただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、令和5年度第1回東京都再犯防止推進協議会を閉会させていただきます。

本日はご出席いただき、誠にありがとうございました。

○共生社会担当課長 ありがとうございます。

オンライン参加の皆さまは退出ボタンにより、ご退出ください。今日は大変ありがとうございました。

午後 3 時 42 分閉会